

大学共同利用機関法人の役員報酬規程の改正について

1 国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更について（別紙1参照）

- 常勤役員の報酬月額について減額する改正（全4法人）
- 期末・勤勉手当または期末特別手当の支給月数について引き下げる改正（全4法人）

2 その他の改正について

- 非常勤役員手当について常勤役員に準じて引き下げる改正（人間文化研究機構、高エネルギー加速器研究機構）
- 勤勉手当について勤勉手当基礎額の規定を整備する改正（人間文化研究機構）

(参考)

国家公務員における給与法改正の主な概要（平成21年12月1日改正分）

(1) 俸給月額の改定

○ 指定職俸給表・・・平均改定率△0.3%

改正前（～21.11.30）		⇒	改正後（21.12.1～）	
号俸	俸給月額		号俸	俸給月額
1	728,000		1	726,000
2	784,000		2	782,000
3	843,000		3	840,000
4	922,000		4	919,000
5	994,000		5	991,000
6	1,066,000		6	1,063,000
7	1,142,000		7	1,138,000
8	1,211,000		8	1,207,000

(参考) 行(一)・・・平均改定率△0.2%

※1) 行政職俸給表(一)7級以上は△0.3%

※2) 行政職俸給表(一)1級から3級の一部は改定なし

(2) 平成21年12月期期末手当の支給割合の引下げ

○ 指定職職員・・・1.75月分 → 1.65月分(△0.10月分)

※年間支給月数・・・3.35月分 → 3.10月分(△0.25月分)

	6月期			12月期			年間		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正前	0.75	0.85	1.60	0.90	0.85	1.75	1.65	1.70	3.35
改正後	0.70	0.75	1.45	0.80	0.85	1.65	1.50	1.60	3.10
差	△0.05	△0.10	△0.15	△0.10	±0	△0.10	△0.15	△0.10	△0.25

(参考) 一般の職員・・・2.35月分 → 2.20月分(△0.15月分)

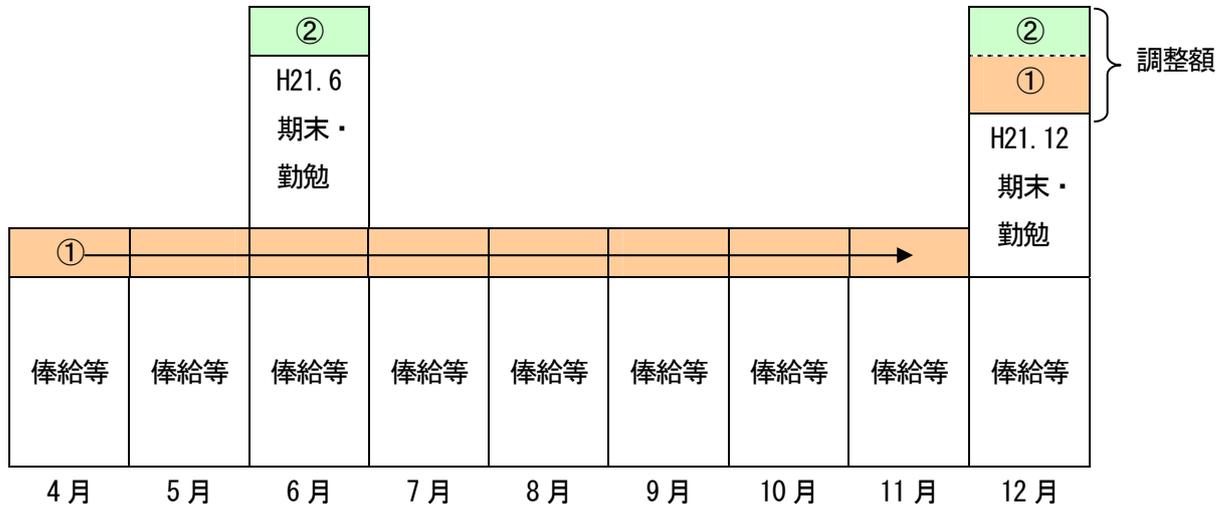
※年間支給月数・・・4.50月分 → 4.15月分(△0.35月分)

	6月期			12月期			年間		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正前	1.40	0.75	2.15	1.60	0.75	2.35	3.00	1.50	4.50
改正後	1.25	0.70	1.95	1.50	0.70	2.20	2.75	1.40	4.15
差	△0.15	△0.05	△0.20	△0.10	△0.05	△0.15	△0.25	△0.10	△0.35

(3) 減額調整

平成21年4月からの年間給与で官民較差を解消するため、平成21年12月期の期末手当において減額調整を行う。

(参考例)



【減額調整方法】

$$\text{平成21年12月期期末手当額} = \text{改正後の規程による期末手当額} - \text{調整額 (① + ②)}$$

$$\text{①} = \text{4月分給与月額} \times 0.24 \times \underline{\text{8月}} \\ \text{(4月～11月)}$$

$$\text{②} = \text{6月期期末・勤勉手当額} \times 0.24$$

大学共同利用機関法人の常勤役員の報酬規程改正状況

1. 国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更について

改正項目	改正内容		法人数	法人名
俸給月額の下げ	△0.3%	平成21年4月から引下げ(減額調整)	0	—
		平成21年12月から引下げ	4	人間文化研究機構、 自然科学研究機構、 高エネルギー加速器研究機構、 情報・システム研究機構
計			4	

4

改正項目	改正内容		支給月数				法人名
			6月期 (凍結後)	12月期 (改正後)	年間		
					支給月数	国との差	
賞与の支給月数の引下げ	△0.10月分	期末・勤勉手当	1.45	1.61	3.06	△0.04	人間文化研究機構
			1.35	1.60	2.95	△0.15	自然科学研究機構
			1.45	1.65	3.10	±0	情報・システム研究機構
		期末特別手当	1.45	1.65	3.10	±0	高エネルギー加速器研究機構

※平成21年度6月期の支給月数については附則で凍結。高エネルギー加速器研究機構については、今回、6月期支給月数を先行して改正。

2. その他の改正について

改正項目	改正内容	法人数	法人名
非常勤役員手当を引き下げる改正	非常勤役員手当について常勤役員に準じて平均0.3%相当の引き下げ	2	人間文化研究機構 高エネルギー加速器研究機構

改正項目	改正内容	法人数	法人名
勤勉手当基礎額について、規定を整備する改正	勤勉手当基礎額について、規定に不備があった(基礎額に役職段階別加算分と管理職加算分が含まれていなかった。)ための修正	1	人間文化研究機構

役員報酬規程新旧対照表

1. 国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更について

○ 常勤役員の報酬月額について減額する改正

人間文化研究機構

(改正後)	(改正前)
<p>(本給)</p> <p>第4条 常勤の役員の本給月額は、次の範囲内で機構長が定める。</p> <p>機構長 <u>1,063,000円</u></p> <p>理事 <u>726,000円～919,000円</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程の改正は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第8条の2第3項については、平成21年6月1日から適用する。</u></p>	<p>(本給)</p> <p>第4条 常勤の役員の本給月額は、次の範囲内で機構長が定める。</p> <p>機構長 <u>1,066,000円</u></p> <p>理事 <u>728,000円～922,000円</u></p>

自然科学研究機構

(改正後)	(改正前)
<p>(本給)</p> <p>第4条 常勤役員の本給月額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 機構長 <u>991,000円</u></p> <p>二 理事 4号 <u>919,000円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">3号 <u>840,000円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">2号 <u>782,000円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">1号 <u>726,000円</u></p> <p>三 監事 <u>726,000円</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年12月1日から施行する。</u></p>	<p>(本給)</p> <p>第4条 (同左)</p> <p>一 機構長 <u>994,000円</u></p> <p>二 理事 4号 <u>922,000円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">3号 <u>843,000円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">2号 <u>784,000円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">1号 <u>728,000円</u></p> <p>三 監事 <u>728,000円</u></p>

高エネルギー加速器研究機構

(改正後)	(改正前)																																								
<p>(本給)</p> <p>第4条 常勤役員の本給月額は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">本給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;"><u>531,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;"><u>589,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;"><u>652,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;"><u>726,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;"><u>782,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;"><u>840,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;"><u>919,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;"><u>991,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9</td><td style="text-align: center;"><u>1,063,000</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p><u>附 則 (平成21年12月9日規程第117号)</u> この規程は平成21年12月9日から施行し、平成21年12月1日から適用する。</p>	号給	本給月額	1	<u>531,000</u>	2	<u>589,000</u>	3	<u>652,000</u>	4	<u>726,000</u>	5	<u>782,000</u>	6	<u>840,000</u>	7	<u>919,000</u>	8	<u>991,000</u>	9	<u>1,063,000</u>	<p>(本給)</p> <p>第4条 常勤役員の本給月額は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">本給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;"><u>533,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;"><u>591,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;"><u>654,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;"><u>728,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;"><u>784,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;"><u>843,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;"><u>922,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;"><u>994,000</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9</td><td style="text-align: center;"><u>1,066,000</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p>	号給	本給月額	1	<u>533,000</u>	2	<u>591,000</u>	3	<u>654,000</u>	4	<u>728,000</u>	5	<u>784,000</u>	6	<u>843,000</u>	7	<u>922,000</u>	8	<u>994,000</u>	9	<u>1,066,000</u>
号給	本給月額																																								
1	<u>531,000</u>																																								
2	<u>589,000</u>																																								
3	<u>652,000</u>																																								
4	<u>726,000</u>																																								
5	<u>782,000</u>																																								
6	<u>840,000</u>																																								
7	<u>919,000</u>																																								
8	<u>991,000</u>																																								
9	<u>1,063,000</u>																																								
号給	本給月額																																								
1	<u>533,000</u>																																								
2	<u>591,000</u>																																								
3	<u>654,000</u>																																								
4	<u>728,000</u>																																								
5	<u>784,000</u>																																								
6	<u>843,000</u>																																								
7	<u>922,000</u>																																								
8	<u>994,000</u>																																								
9	<u>1,066,000</u>																																								

情報システム研究機構

(改正後)	(改正前)
<p>(基本給)</p> <p>第4条 常勤の役員の基本給月額は、次のとおりとする。</p> <p>機構長 <u>991,000円</u></p> <p>理事 <u>840,000円から919,000円</u></p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成21年12月1日から施行する。</p>	<p>(基本給)</p> <p>第4条 常勤の役員の基本給月額は、次のとおりとする。</p> <p>機構長 <u>994,000円</u></p> <p>理事 <u>843,000円から922,000円</u></p>

○ 期末・勤勉手当及び期末特別手当について支給月数を引下げる改正

人間文化研究機構

(改正後)	(改正前)
<p>(期末手当) 第8条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては、100分の75、12月に支給する場合においては、<u>100分の76</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一～四 (略) 3～4 (略)</p> <p><u>附 則</u> この規程の改正は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第8条の2第3項については、平成21年6月1日から適用する。</p>	<p>(期末手当) 第8条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては、100分の75、12月に支給する場合においては、<u>100分の86</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一～四 (略) 3～4 (略)</p>

自然科学研究機構

(改正後)	(改正前)
<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当の基礎額に、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の<u>80</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次に各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一 6箇月 100分の100 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60 四 3箇月未満 100分の30 第3項 (略)</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成21年12月1日から施行する。</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当の基礎額に、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の<u>90</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次に各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一 6箇月 100分の100 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60 四 3箇月未満 100分の30 第3項 (略)</p>

高エネルギー加速器研究機構

(改正後)	(改正前)
<p>(特別手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において、職員給与規程第58条を準用する。</p> <p>※ 参考 高エネルギー加速器研究機構職員給与規程</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に6月に支給する場合にあっては<u>100分の145</u>、12月に支給する場合にあっては<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第56条第2項の表③に定める割合を乗じて得た額（その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び当該在職期間における勤務の状況に照らして勤務成績が良好でない場合には、その額からその者の勤務成績に応じて機構長が決定する額を減じて得た額）とする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p><u>附 則（平成21年12月9日規程第116号）</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規程は平成21年12月9日から施行し、平成21年12月1日から適用する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(特別手当)</p> <p>(同左)</p> <p>※ 参考 高エネルギー加速器研究機構職員給与規程</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に6月に支給する場合にあっては<u>100分の160</u>、12月に支給する場合にあっては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第56条第2項の表③に定める割合を乗じて得た額（その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び当該在職期間における勤務の状況に照らして勤務成績が良好でない場合には、その額からその者の勤務成績に応じて機構長が決定する額を減じて得た額）とする。</p> <p>3～4 (略)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあつては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに基本給月額に100分の25を乗じて得た額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては<u>100分の80</u>を乗じて得た額に、給与規程第35条第2項の表（3）に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この規程は、平成21年12月1日から施行する。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあつては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに基本給月額に100分の25を乗じて得た額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては<u>100分の90</u>を乗じて得た額に、給与規程第35条第2項の表（3）に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4 (略)</p>

2. その他の改正

○ 非常勤役員手当について常勤役員に準じて引下げる改正

人間文化研究機構

(改正後)	(改正前)
<p>(非常勤役員手当)</p> <p>第9条 非常勤理事の手当の月額は、<u>183,000円から505,000円</u>の範囲内で機構長が定める額とする。</p> <p>2 非常勤監事の手当の月額は、<u>126,000円</u>とする。</p> <p><u>附 則</u> この規程の改正は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第8条の2第3項については、平成21年6月1日から適用する。</p>	<p>(非常勤役員手当)</p> <p>第9条 非常勤理事の手当の月額は、<u>184,000円から507,000円</u>の範囲内で機構長が定める額とする。</p> <p>2 非常勤監事の手当の月額は、<u>127,000円</u>とする。</p>

高エネルギー加速器研究機構

(改正後)	(改正前)
<p>(非常勤役員手当)</p> <p>第8条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)理事 日額<u>35,200円</u></p> <p>(2)監事 日額<u>25,200円</u></p> <p><u>附 則 (平成21年12月9日規程第117号)</u> この規程は平成21年12月9日から施行し、平成21年12月1日から適用する。</p>	<p>(非常勤役員手当)</p> <p>第8条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)理事 日額<u>35,300円</u></p> <p>(2)監事 日額<u>25,300円</u></p>

○ 勤勉手当について勤勉手当基礎額の規定を整備する改正

人間文化研究機構

(改正後)	(改正前)
<p>(勤勉手当)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において役員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当の月額<u>の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額</u>とする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p><u>附 則</u> この規程の改正は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第8条の2第3項については、平成21年6月1日から適用する。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において役員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当の月額<u>の合計額</u>とする。</p> <p>4～5 (略)</p>